

天風後援会会則（案）

（目 的）

第1条 本会は、(財)日本相撲協会大相撲力士「天風」の支援、激励、会員相互の親睦及び国技である大相撲の振興に資することを目的とする。

（名 称）

第2条 本会は、天風後援会と称し、事務局を琴平町榎井 817 番地 10 琴平町役場内に置く。

（事 業）

第3条 本会は、目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 天風関の好成績による祝賀会等の実施
- (2) 年1回以上の会報の発行
- (3) その他、目的の達成のために必要であると役員が認めた事業

（会 員）

第4条 本会は、この会則に賛同し、第5条に定める入会手続きを完了した個人、法人及び団体をもって構成する。

（入 会）

第5条 本会への入会は、入会申込書を事務局に提出し、併せて第7条に定めた入会金及び初年度会費を納付することとする。

（退会等）

第6条 本会の退会は、退会申込書を事務局へ提出する。

2 役員会は、会員が以下の理由に該当すると認めた場合は、当該会員を退会させることができる。

- (1) 本会則に違反したとき
- (2) 本会の会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき

3 退会時における既納の入会金、年会費、寄附金の返還は行わないものとし、退会者は本会に対し一切の権利行使について請求することはできないものとする。

（会費等）

第7条 本会の運営は、入会金、年会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

2 入会金は、入会時に収めるものとし、金額は次のとおりとする。

- (1) 個人 5,000 円
- (2) 法人及び団体 30,000 円

3 年会費は、年1回収めるものとし、金額は次のとおりとする。

- (1) 個人 5,000 円
- (2) 法人及び団体 20,000 円

4 寄付金は任意とする。

（役 員）

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 委 員 若干名
- (4) 会 計 2名
- (5) 監 事 2名

2 役員会は、会長が必要に応じて開催する。

(役員を選任)

第9条 役員を選任は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 委員は、会員の中から本会の設立発起人が選任する。
- (2) 会長、会計及び監事は、委員の互選による。
- (3) 副会長は、委員の中から会長が指名する。

(役員職務)

第10条 役員職務は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職を代行する。
- (3) 会計は、本会の業務に要する出納事務を統括する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。
- (5) 委員は、会費の徴収、役員会での決定事項の周知等に従事する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が役員会の同意のうえ委嘱する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じ、役員会に出席し、本会の目的達成のために必要な意見を述べることができる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(事業報告)

第14条 本会は、会報により、会員に事業報告及び監査結果を付した会計収支報告を行う。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

(効力)

- 1 この会則は、平成27年本会設立日から有効とする。

(会計年度)

- 2 第13条による会計年度は、初年度に限り、平成27年本会設立日より平成28年3月31日までとする。